

2010年7月6日

第8号

 商務部による「外商投資審査認可権限の委譲関連問題についての通知」の公布について

企画部 調査課

2010年6月10日付けで、商務部が「外商投資審査認可権限の委譲に関する問題についての通知」（商資発【2010】209号 以下は「通知」と略称）を公布した。同「通知」は、4月6日付けで国務院は「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」¹（国発[2010]9号 以下は「国務院意見」と略称）が示した中国政府の外商投資促進方針に沿った外商投資促進に係わる商務方面から具体策となる。²

これまでの関連政策調整

商務部は外商投資の利便化、外商投資プロジェクト審査の効率化を向上させるため、一部外商投資プロジェクトの審査認可権限を商務部から地方の商務主管部門及び国家レベル経済技術開発区等に委譲している。2008年8月に公布された 商資函[2008]50号³は、新規投資総額及び新規登録資本が限度額（奨励類、許可類1億米ドル、制限類5,000万米ドル）以内の場合、審査認可権限が省レベル商務主管部門にあると規定した。その後、9月に、公布された商務部は商資函[2008]51号⁴は、外商投資商業企業設立及び既存外商投資商業企業の変更⁵についても省レベル商務主管部門に権限を委譲した。更に、2009年3

¹ 「外資利用業務をより良く行うことに関する国務院の若干意見」については、当行2010年4月21日付けの「BTMU (China) 経済週報」（第8号）のメインピックアップの部分をご参照。

² 「国務院意見」に基づき、国家工商行政管理総局は2010年5月7日付けで「工商行政管理機能の発揮による外商投資企業発展へのサービスの更なる改善に係わる若干意見」（工商外企字[2010]94号 以下は「意見」と略称）を公布し、国家改革发展委員会は5月4日付けで「外商投資プロジェクトに係わる審査認可権限委譲に関する通知」を公布し、それぞれの監督管理分野について外商投資促進策を打ち出した。詳細は当行「BTMU (China) 実務・制度ニュース・レター」第3号をご参照。

³ 「外商投資業務、企業変更の審査認可を委譲する事項に関する通知」

⁴ 「外商投資企業の審査認可権限の委譲事項に関する問題」

⁵ なお、テレビ、インターネット経由での無店舗販売企業等一部外商投資企業は依然として商務部が審査認可する。

月に、商務部は商資函[2009]7号⁶を公布し、もとの商務部審査権限内の奨励類且つ国家総合バランスが不要の外商投資企業（株式会社を含む）の設立、増資、契約/定款及びその変更事項は、いずれも省級商務主管部門と国家級経済技術開発区が審査すると規定しており、審査認可の権限委譲範囲を更に拡大した。

今回の政策調整ポイント

①奨励類、許可類関連の審査認可

「通知」によると、「外商投資産業指導目録」に規定した奨励類、許可類の投資総額 3 億ドル以下、制限類投資総額 5,000 万ドル以下（以下、限度額と略称）の外商投資企業の設立及び変更事項⁷について、審査認可の権限を地方審査認可機構⁸に委譲しており、奨励類と許可類に係わる地方主管部門が審査認可は更に拡大された。（従来、奨励類、許可類の投資総額 1 億ドル以下、制限類投資総額 5,000 万ドル以下の外商投資企業の設立及び変更事項について、省レベル商務主管部門に委譲した）

また、「通知」では、限度額以上の奨励類で、且つ国家の総合バランスを必要としない外商投資企業の設立及び変更事項も地方商務主管部門に委譲すると規定している。

②投資性公司設立等の審査認可

「通知」は登録資本が 3 億ドル以下の外商投資性公司及び資本金総額 3 億ドル以下の外商投資ベンチャーキャピタルカンパニー、外商投資外商資創業投資管理企業の設立及び変更事項は、審査認可の権限が地方審査認可機構にあると規定している。今まで 1 億米ドル以下の外商投資公司設立の審査認可権限が地方の商務主管部門に委譲されたので、今後、外商投資性公司設立に係わる地方商務主管部門の審査認可できる金額基準は 1 億米ドルから 3 億米ドルまで拡大された。

③サービス業分野の外商投資企業設立の審査認可

「通知」は、サービス業分野の外商投資企業の設立及び変更事項（限度額以上及び増資を含む）は、法律法規上商務部が審査認可することを明確規定している場合を除き、地方の商務主管部門に委譲すると規定している。

⁶ 「商務部 外商投資の審査認可業務を更に改善することに関する通知」

⁷ うち、外商投資株式有限公司の限度額が登録資本により計算、所有制改革を通じて外商投資株式有限公司となった企業の限度額が評価後の純資産額により計算、外国投資者は域内企業を合併・買収する場合、合併・買収の取引額により限度額を計算。

⁸ 省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安）商務主管部門及び国家級経済技術開発区を含む。

④増資の審査認可

「通知」は一件当たりの増資額が限度額以下の増資事項については、地方の商務主管部門に委譲すると明確にした。

⑤既存外商投資企業変更の審査認可

「通知」によると、商務部、元対外経済貿易部及び国务院関係部門が承認し設立した外商投資企業の変更事項は、地方の商務主管部門に委譲する。但し、一件当たりの増資額が限度額に達し、もしくは超える場合及び本通知第5条（第6ページ目の「通知」原文をご参照）に規定された場合は除く。

外商投資プロジェクトに係わる審査認可権限は段階的に商務部から地方商務主管部門に委譲する傾向にあるが、中国政府の外商投資導入政策調整に従い、一部外商投資項目の審査認可権限について更に調整される可能性があるため、引き続き関連政策の動きについて注目して参りたい。

以上

【参考資料：商務部による外商投資審査認可委譲に係わる政策調整歩み】

規定	文号と公布日	主要内容
「商務部 外商投資業務、企業変更の審査認可を委譲する事項に関する通知」	商資函[2008]50号 公布日：2008-08-05 施行日：2008-08-11	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務部（元の外経貿部）の認可により設立された外商投資企業、例えば新規投資総額及び新規登録資本が限度額（奨励類、許可類 1億米ドル、制限類 5,000万米ドル）以内の場合、審査認可権限が省レベル商務主管部門にある。（*関連事項は除外） ✓ 限度額以下（改制企業は評価後の純資産額により計算）外商投資股份有限公司の設立及び変更（限度額以下の外商投資上場会社のその他の関連変更）は、審査認可権限が省レベル商務主管部門にある。（*関連事項は除外） ✓ *外商投資専門業界、特定産業政策、マクロコントロールされる業界は引き続き現行規定に基づき取扱う。外国投資者の上場会社に対する戦略投資は依然として関連規定に基づき商務部の審査を受ける。
「外商投資企業の審査認可権限の委譲事項に関する問題」	商資函[2008]51号 公布日：2008.09.12 施行日：2008.09.12	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資商業企業設立及び既存の外商投資商業企業設立の変更は、省レベル商務主管部門が審査認可する。（同通知の第二条に係わる事項は除外）
「商務部による外商投資行政許可の更なる規範化に関する通知」	商資函[2008]21号 公布日：2008-08-26	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元の商務部の認可により設立された外商投資企業は、その非実質変更（外商投資企業名称変更、投資者名称変更、同都市経営場所変更、董事会人数変更、法律規定に符合する経営期限変更を含む）は、商務部が省レベル商務主管部門に委託し審査認可する。 ✓ 元の商務部の認可により設立された限度額以下の外商投資企業は、その変更事項は省レベル商務主管部門が審査認可する。（投資性公司、専門規定、特定産業政策と国家マクロコントロールのある業界の外商投資企業は除外）
「商務部 外商投資の審査認可業務を更に改善することに関する通知」	商資函[2009]7号 公布日：2009-03-05	<ul style="list-style-type: none"> ✓ もとの商務部審査権限内の奨励類且つ国家総合バランスが不要の外商投資企業（株式会社を含む）の設立、増資、契約/定款及びその変更事項は、いずれも省レベル商務主管部門と国家級経済技術開発区が審査する。 ✓ 商務部の認可を経て設立された外商投資企業は、国家発展改革委員会の認可する限度額以上の増資事項及び支配出資持分の中国側から外国側へ移転が発生する出資持分譲渡事項を除き、その他の変更事項はいずれも地方商務主管部門が審査する。 ✓ 外国投資者と外商投資企業が域内企業を合併買収する際、奨励類、許可類で合併買収取引額が1億米ドル及びそれ以下である場合、制限類で取引額が5,000万米ドル及びそれ以下である場合、地方商務主管部門は、工商、税務、外貨等の関連部門とともに、関連する法律法規と『外国投資者による域内企業の合併買収に関する規定』に基づき審査する。 ✓ 外商投資企業に個別の規定がある業界、特定産業政策、マクロコントロールのある業界については、引き続き現行の規定により手続を行う（商務部が個別に省級商務主管部門に審査を授權或いは委託している場合を除く）。外国投資者が上場会社に対して戦略投資を行う場合、依然として関係する規定により商務部に報告し審査認可を受ける。
「商務部による省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区のサービス業の外商投資企業関連事項審査認可に関する通知」	商資函[2009]6号 公布日：2009-05-04 公布日：2009-05-04	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 《目录》中の総投資額1億米ドル以下の奨励類、許可類；総投資額5000万米ドル以下の制限類の一部業界（詳細は規定原文をご参照）外商投資企業の設立及び変更は、省レベル商務主管部門を審査し、管理を行う。 ✓ 外国投資による合併買収事項は、取引額によって審査認可権限を区分する。買収取引額の1億米ドル以下の奨励類、許可類、5,000万米ドル以下の制限類は、省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区は審査認可する。 ✓ 元の商務部の認可により設立された一部業界（詳細は規定原文をご参照）の外商投資企業の変更事項は省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区は同通知を照らし、審査認可する。

以下は「通知」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>关于下放外商投资审批权限有关问题的通知</p> <p>商资发[2010]209号</p> <p>为贯彻落实《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9号），深化外商投资管理体制改革，现就外商投资企业审批和管理权限下放有关问题通知如下：</p> <p>《外商投资产业指导目录》鼓励类、允许类总投资3亿美元和限制类总投资5000万美元（以下简称限额）以下的外商投资企业的设立及其变更事项，由省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市（包括哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安）商务主管部门及国家级经济技术开发区（以下简称地方审批机关）负责审批和管理。其中，外商投资股份有限公司的限额按注册资本计，改制为外商投资股份有限公司的限额按评估后的净资产值计，外国投资者并购境内企业的限额按并购交易额计。</p> <p>单次增资额在限额以下的增资事项由地方审批机关负责审批和管理。</p> <p>限额以上鼓励类且不需要国家综合平衡的外商投资企业的设立及其变更事项，由地方审批机关负责审批和管理。</p>	<p>外商投資審査認可権限の委譲に関する問題についての通知</p> <p>商資発【2010】209号</p> <p>「外資利用業務をより良く行うことに関する国务院の若干意見」（国発【2010】9号）を徹底させ、外商投資管理体制の改革を深化するために、外商投資企業の審査認可及び管理権限を委譲することにかかわる問題について、以下のとおり通知する。</p> <p>「外商投資産業指導目録」の奨励類、許可類投資総額3億ドル以下、制限類投資総額5,000万ドル以下（以下、限度額と略称）の外商投資企業の設立及び変更事項について、省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省レベル都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安）商務主管部門及び国家級經濟技術開發区（以下、地方審査認可機関と略称）は審査認可及び管理に責任を持つ。内、外商投資株式有限公司の限度額が登録資本により計算、所有制改革を通じて外商投資株式有限公司となった企業の限度額が評価後の純資産額により計算、外国投資者は域内企業を合併・買収する場合、合併・買収の取引額により限度額を計算する。</p> <p>一回での増資額が限度額以下の増資事項に対しては、地方審査認可機関が審査認可及び管理に責任を負う。</p> <p>限度額以上の奨励類で、且つ国家の総合バランスを必要としない外商投資企業の設立及び変更事項に対しては、地方審査認可機関が審査認</p>

<p>注册资本 3 亿美元以下外商投资性公司和资本总额 3 亿美元以下外商投资创业投资企业、外商投资创业投资管理企业的设立及其变更事项，由地方审批机关负责审批和管理。</p> <p>除法律法规明确规定由商务部审批外，服务业领域外商投资企业的设立及其变更事项（包括限额以上及增资）由地方审批机关按照国家有关规定进行审批和管理。根据相关规定需取得国家行业主管部门前置许可或向其征求意见的，应取得书面文件或同意意见。金融、电信领域外商投资企业的设立和变更事项仍按现行法律法规办理。</p> <p>由商务部、原外经贸部以及国务院有关部门批准设立的外商投资企业的变更事项（除单次增资达到或超过限额以及涉及本通知第五条规定的情况外）由地方审批机关负责审批和管理。</p> <p>各级商务主管部门应严格执行国家外商投资产业政策，对外商投资涉及宏观调控、产能过剩等行业的，按照国家有关规定严格审核、备案。</p> <p>各级商务主管部门应按《商务部关于进一步改进外商投资审批工作的通知》（商资函[2009]7号）以及关于外商投资性公司、创业</p>	<p>可及び管理に責任を負う。</p> <p>登録資本が 3 億ドル以下の外商投資性公司及び資本金総額 3 億ドル以下の外商投資ベンチャーキャピタルカンパニー、外商投資外商資創業投資管理企業の設立及び変更事項に対しては、地方審査認可機関が審査認可及び管理に責任を負う。</p> <p>法律法規に商務部による審査認可を行うと明確に規定される場合以外、サービス業の外商投資企業の設立及び変更事項（限度額以上及び増資を含む）に対しては、地方審査認可機関が国家规定に基づいて審査認可及び管理を行う。関連規定によって国家産業主管部門の事前許可を取る必要、或いは当該部門に意見を求める必要がある場合、書面文書或いは同意意見を取得しなければならない。金融、電信分野の外商投資企業の設立及び変更事項は、依然として現行の法律法規に基づいて取扱う。</p> <p>商務部、元対外経済貿易部及び国务院関係部門が承認し設立した外商投資企業の変更事項（一回の増資額が限度額に達しもしくは超える場合及び本通知第 5 条に規定された場合を除き）に対しては、地方審査認可機関が審査認可及び管理に責任を負う。</p> <p>各レベルの商務主管部門は国家外商投資産業政策を厳格的に執行し、マクロコントロール、生産能力過剰等の産業に係る外商投資に対しては、国家の関連規定に基づき厳格的に審査し、備案を行う。</p> <p>各級の商務主管部門は「商務部による外商投資審査認可業務をさらに改善することに関する通知」（商資函【2009】7号）及び外商投資性公</p>
--	---

<p>投資、融资租赁、商业、直销等专项规定的要求，做好备案管理工作。</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团商务主管部门应严格按照有关规定审核出具《国家鼓励发展的内外资项目确认书》和《外商投资企业进口设备、技术及配件证明》，并通过“外商投资审批管理系统”及时向商务部备案。</p> <p>此前商务部发布的有关文件内容与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p>各级商务主管部门要寓管理于服务，大力推进政府职能转变，创新服务方式，不断提高服务水平。同时要合理引导外资投向，加强对投资者履行合同章程义务、外商投资企业遵守法律法规及运营情况的监管，为外商投资企业设立及运营创造良好的投资环境。执行中有何情况及问题，请及时向商务部（外资司）反映。</p> <p>特此通知。 商务部 二〇一〇年六月十日</p>	<p>司、ベンチャーキャピタル、ファイナンスリース、商業、直接販売等に関する専門規定の要求に基づいて、備案管理を行う。</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団商務主管部門は関係規定に厳格に基づき、「国家奨励する内外資項目確認書」及び「外商投資企業の設備、技術及び相応部品の輸入証明」を発行し、且つ「外商投資審査認可管理システム」を通して即時に商務部に備案をしなければならない。</p> <p>商務部が公布した過去の関連通知の内容は、本通知と一致していない場合、本通知を基準とする。</p> <p>各級商務主管部門は管理とサービスを融合させ、政府機能転換の推進に力を入れ、サービス方式を創造革新し、サービス水準を向上させる。それと同時に、外商投資の方向を合理的に誘導し、投資者の契約定款の履行、外商投資企業 of 法律法規の遵守及び運営状況への監督管理を強化し、外商投資企業の設立及び運営のために良好な投資環境を作る。執行中に何か状況及び問題があれば、即時に商務部（外資司）まで反映してください。</p> <p>ここに通知する 商務部 二〇一〇年六月十日</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250

以上